

# 郵送による国民健康保険脱退手続きについて

会社の健康保険に加入したり、社会保険加入者の被扶養者になった場合には、国民健康保険をやめる届出が必要です。

お手続きは郵送でも受け付けておりますので、必ず手続きをしてください。

## ①会社の保険証のコピー

※切り替える人全員分のコピーを用意する。

①会社の保険証  
国保 太郎

## ②国民健康保険証の原本

※切り替える全員分を用意する。

②国民健康保険証  
国保 太郎

## ③別紙「国民健康保険異動届」

※記入・押印する。

国民健康保険異動届

## ④申請者の身分証明書のコピー

※官公庁が発行する顔写真付きの身分証明証（マイナンバーカード・運転免許証など）のコピーを用意する。

④身分証明書  
申請者(国保太郎)

①から④を揃え、市役所国保年金課まで送付してください。

〒509-0292

可児市広見一丁目1番地

可児市役所

国保年金課 保険給付係 行

切手

※ご注意ください

○会社の保険証のコピーは、切り替える人全員分必要です。コピーのない人の分については、手続きをすることができません。

○国民健康保険税は、手続きをした翌月に精算となります。当月の納期分までは保険税をお支払いください。

○保険証が変わった後に、国民健康保険証を使われた場合は、早急に医療機関等に新しい保険証を提示してください。

○国民健康保険加入の手続きは、郵送ではできません。詳しくは国保年金課まで問い合わせてください。